

平成30年2月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月27日〔火曜日〕 9時30分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	欠席
職務代理(代理)	14 番	日高 仙三
委員	1 番	上妻 力
//	2 番	中村 正幸
//	3 番	深田 広文
//	5 番	羽生 友保
//	6 番	杉 為昭
//	7 番	鮫島 繁樹
//	9 番	牛越 紀幸
//	10 番	坂本 江里子
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	河本 アツミ
//	13 番	石寺 政和

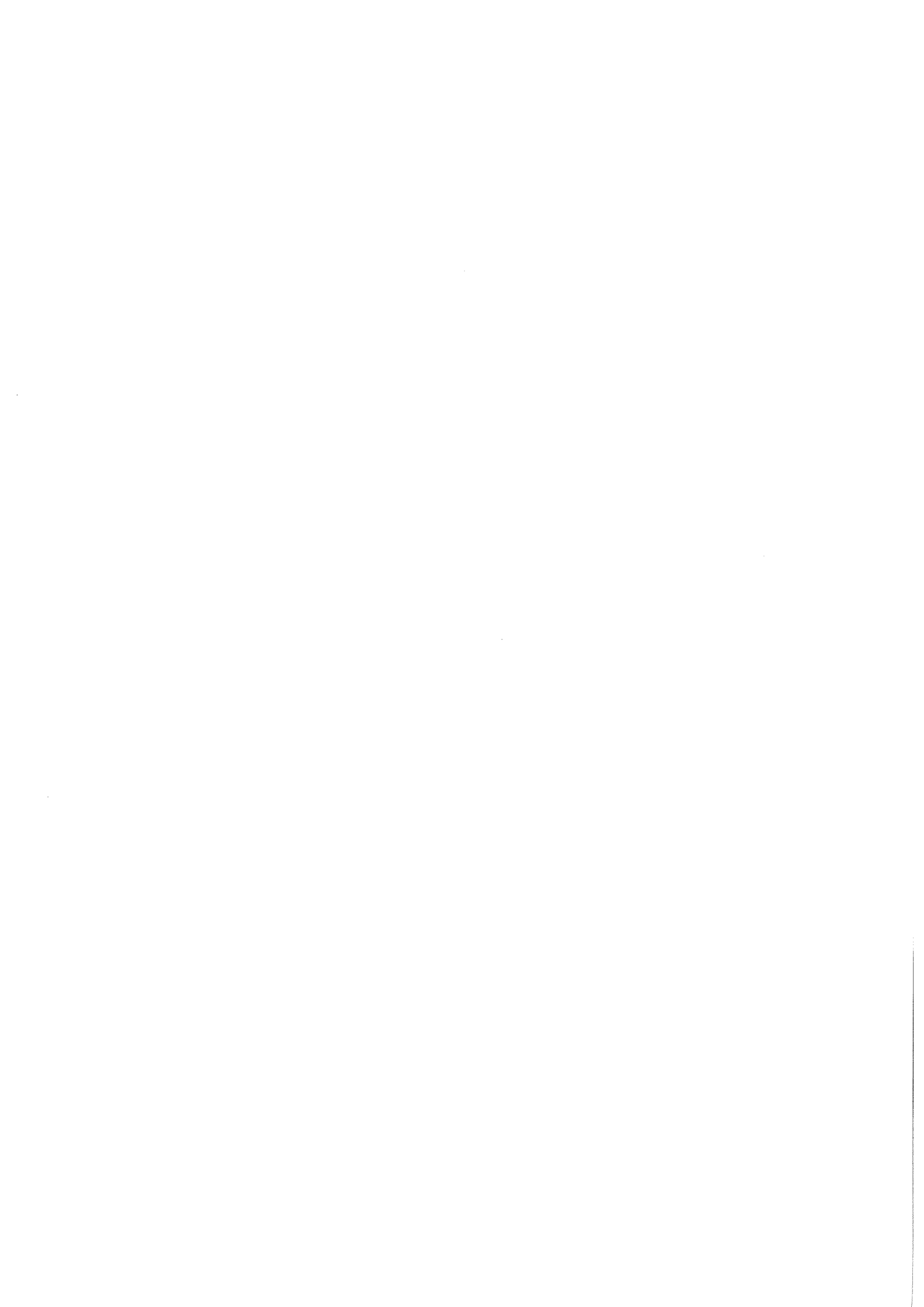
4. 欠席委員 (1名)

委員	8番	日笠山 隆
----	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

それでは、2月の定例総会を開会いたします。今月も日笠山委員が欠席でございます。委員14名中13名の出席で会議は成立したところでございます。それでは、会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。本日は、先ほど紹介いただきました杉委員が出会をいたしております。よろしくお願いいたします。

さて、今年度のさとうきび、甘藷が不作の中で、皆さんも大変かと思っておりますけれども、これからまた状態も上昇をしていくのではないかと期待をしているところでございます。

早いもので、2月も明日で終わり、3月の声とともに春の訪れを待ち侘びる今日この頃です。

先月は遊休農地解消のための再生作業や新規就農者との意見交換会の実施、そして本日、市の施策に対する提言として市長に意見書を提出しました。

今後も、農業委員会活動を「見える化」していくことで、農家に寄り添い、農家の声を聞きながら、本市の農業振興に寄与してまいりたいと考えておりますので、皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、2月の定例総会を開会いたします。

○議長

はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、5番羽生委員と6番杉委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今月は賃借権設定1件、使用貸借権設定1件、合計2件の申請がありました。

1番です。古田村之町地区です。台帳現況地目田の1筆で、面積1,985平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。伊関浜脇地区です、台帳現況地目畑の1筆で、面積7,958平米を使用貸借により10年間借り受けるものです。許可後の経営面積が7,958平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。

続きまして担当委員の報告をお願いします。

○11番委員

11番です。整理番号1番について説明をします。25日に借り人と推進委員、立ち会いの下現地調査をしました。貸し人は、土地持ち非農家で自宅を訪問して確認をしました。申請地は、古田の田浦で圃場整備がされた田んぼです。耕作放棄地になりかけておりましたが、借り人の農地と隣接しておりまして、このような申請になりました。借り人は、和牛農家で牧草と米を作付けしております。高齢ではありますが、夫婦ともども元気であります。申請地は田植えの準備がされておりました。許可相当と思っております。審議をお願いします。

○14 番委員

はい、14番です。番号2番につきまして報告をいたします。昨日、推進委員の古田委員とともに、貸し人立会いのもと調査をしております。借り人に関しましては、貸し人が代表者となっております農業法人で、畜産を中心とした大規模な農業法人であります。昨年、農業法人を立ち上げ徐々に代表者の農地を会社の方に移していくということで今回の申請になったということです。場所といたしましては、伊関の浜脇地区の農業法人の牛舎の近くにある農地でありまして、1筆で、8反近くの農地でありました。農地には牧草が植え付けてあります。貸し人に確認したところ申請どおり間違いはないということでございました。よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、議案第1号につきまして事務局並びに担当委員から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。

議案第1号について原案通り許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更に係る意見の聴取について」を説明いたします。資料は2ページです。今月は用途変更2件、除外1件、合計3件の意見聴取がありました。

1番です。申請地は住吉深川地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積1,173平米であります。申請人は、和牛繁殖経営をしており、増頭計画により既存の牛舎では手狭となることから、新たに牛舎を設置したいとのことです。農振農用地区域内農地であり、利用目的を「畑」から「農業用施設」へ用途変更手続をして農地転用を行うとするものです。

なお、平成30年度補助事業を利用して牛舎を設置する計画であることから、4条申請については、平成30年5月頃に行う予定となっております。

2番です。申請地は住吉能野里地区の土地2筆で、台帳現況地目雑種地・畑、合計面積1,118平米であります。能野地区の水道公営化にあたり、水道源水を自然流下で導入でき、集落内の水圧不足地区を解消する水道施設を新設したいとのことです。農振農用地区域内農地であり、利用目的が「畑」となっているのを、除外の手続をして農地転用を行おうとするものです。代替地の検討も行いましたが、諸条件を考慮し、本申請地以外に適当な土地が見つからなかったとのことです。

なお、転用事業者が地方公共団体で公共性の高い事業であることから、転用許可申請は不要であるので除外手続完了後速やかに転用行為に着手することとなります。

3番です。申請地は榕城小牧野地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積2,717平米であります。申請人は後継者もできたことから増頭を計画しておりますが、既存の牛舎では手狭となることから、新たに牛舎を設置したいとのことです。農振農用地区域内農地であり、利用目的を「畑」から「農業用施設」へ用途変更手続をして農地転用を行おうとするものです。

なお、農地転用手続については、現在添付書類等の準備中のため、4条申請については、来月以降に行う予定となっております。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしく

お願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。

これにつきましては昨日、現地調査が行われております。調査委員の皆様お疲れ様でした。それでは委員長の報告をお願いいたします。

○10 番委員

10番です。番号1について報告いたします。昨日、本人立ち会いのもと、調査委員、牛越委員、担当委員上妻氏、事務局2人と農林水産課の担当職員で現地調査を行いました。

事務局から説明があったとおり、既存の牛舎では手狭であり、40頭ほど増やしたいということで、新たに牛舎設置が必要となりました。牛舎周りには、牛の運動場も予定しているとのことです。周囲の農地への影響も無く、牛舎、運動場については妥当な面積だと思われま。現地調査の結果、許可相当と考えます。以上です。

番号2について報告いたします。昨日、水道課の担当職員の立ち会いのもと、現地調査を行いました。事務局から説明があったとおり、能野地区の水道を公営化するにあたり、他の土地も検討しましたが他に見つからず、農業振興地域内に入っていますが、写真のとおり、竹林となっており畑としては再生不可能と考えます。周囲の状況を見て、特に問題は無いということで妥当であると考えます。以上です。

番号3について報告いたします。昨日、本人立ち会いのもと現地調査を行いました。事務局からも説明があったとおり、後継者もでき、40頭から50頭、増頭したいということで、既存の牛舎では手狭であるため牛舎、牛の運動場、ロール置場を設置したいということです。周囲の農地への影響も無く、牛舎、牛の運動場、ロール置場等の面積としても問題ないと考えます。現地調査の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて担当委員の報告をお願いします。

○1 番委員

番号1について、昨日、現地調査を午前中に行いまして、ただいま調査委員長の報告どおり間違いありません。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○3 番委員

3番です。番号2について昨日、調査を実施いたしました。当地区は、30年ほど前から荒れている状況でありまして、土地改良事業で、一応は造成した所ですが、現在は荒れております。今後も、農地としての活用が見込まれないという判断をいたしましたところでございます。申請のとおり間違いのないということで調査委員長の報告どおりでございます。以上です。

○5 番委員

番号3です。先ほど調査委員長から報告があったとおりでございます。申請人につきましては、たばこと畜産で、西之表市の農業を牽引している人でありますので許可相当と考えますのでよろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第2号について、事務局及び調査委員長並びに、担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、無いようですので採決をいたします。議案第2号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について」は原案どおり承認することとし意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は3ページです。

1番です。榕城上之原町地区です。台帳地目は畑ですが、平成18年11月1日頃から耕作せず現在、原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。これについても、昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員

10番です。番号1について報告いたします。昨日、本人立ち会いのもと、調査委員の牛越委員、担当委員の羽生委員と長山委員、事務局2名で現地調査を行いました。写真を見てもわかるように、現地は農地だった痕跡もなく、木や竹が占拠し、農地としては再生不可能と思われます。先ほど事務局の説明では原野となっておりますが、山林化しておりますので、山林扱いをお願いします。以上、現地調査の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは続いて担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

5番です。今、調査委員長から報告のあったとおりであります。以上です。

○議長

はい、ただいま、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第3号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第3号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」です。資料は4ページです。4ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は、中割十六番地区です。1年ぐらい耕作しておらず、ススキが出てきております。貸し借りについては、10アールあたり15,000円とありますが、10,000円の誤りでしたので訂正をお願いいたします。あっせん委員につきましては、11番岩本委員と9番牛越委員をお願いいたします。

4ページ下段「貸したい」の申し出です。場所は現和浅川地区です。現在、さとうきびを植え付けており、3月末までに収穫を終えるので、その後、借りる人を探してほしいとのことです。あっせん委員につきましては、2番中村委員と7番鮫島委員をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。今月は貸したいの「申し出」が2件です。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

はい、それでは無いようですので、あつせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。

続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年3月1日から平成32年2月29日の2年間、地目畑、面積1,264平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成30年3月1日から平成33年2月28日の3年間、地目畑、面積2,885平米、うち更新分2,885平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成30年3月1日から平成35年2月28日の5年間、地目田、面積2,029平米、地目畑、面積11,159平米、合計面積13,188平米、利用権の設定する者4人、受ける者4人です。

4段目です。期間が平成30年6月1日から平成40年5月31日の10年間、地目畑、面積2,464平米、うち更新分2,464平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については、1の2ページを、詳細については1-3ページから1の9ページをご覧ください。

続きまして所有権移転です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成30年3月1日に所有権を移転するものです。地目田、面積5,623平米、地目畑、面積54,814平米、合計面積60,437平米、所有権を移転する者5人、受ける者6人です。内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-15ページをご覧ください。

なお、整理番号2番の担当農業委員が、中村委員と記載してありますけれども、こちらは羽生委員でありますので訂正をお願いいたします。

続きまして、中間管理事業分の利用権設定です。3の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年3月31日から平成40年3月30日の10年間、地目畑、面積4,047平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。内訳については3の2ページを、詳細については、3の3ページをご覧ください。以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。「利用権の設定」整理番号1番から7番について審議をいたします。

なお、整理番号7番については、4番委員が利用権の設定を受ける者になっており、このことについては、農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当することから、2分割して審議をいたします。まず始めに、整理番号1番から6番について審議をいたします。担当委員の方から順次報告をお願いします。

○5番委員

5番です。それでは、整理番号1番・2番・3番について説明をいたします。1番につきましては、24日午前中に、借り人と推進委員立ち会いのもと現場で確認をいたしております。整理番号1・2・3それぞれ申請書どおりであります。貸し人につきましては、それぞれ電話で確認をしております。これも料金等々も申請書のとおりであります。以上であります。

○11番委員

はい、11番です。整理番号4番について説明します。23日に、利用権の設定を受ける者の立ち会いの中、現地調査をいたしました。利用権を設定する者は、高齢の土地持ち非農家でありま

す。申請地は、安城川俣の茶畑の1筆です。利用権の設定を受ける者は、種子島茶生産組合員の認定農家です。今回は更新の申請です。ご審議をお願いします。

○13 番委員

13番です。整理番号5番・6番について説明いたします。23日、担当委員、借り人と現地調査を実施いたしました。5番の貸し人は、土地持ち非農家の方でございます。借り人の方は、安納いも、スナップエンドウを中心に栽培する認定農家の方でございます。更新ということで問題は無いと思います。

6番は、貸し人、借り人は親子にあたります。借り人は、営農大学を卒業した新規就農者でございます。安納いも、バレイショを栽培しております。いずれは、経営を息子に譲るのではないかと考えております。他は申請どおり間違いありません。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。整理番号1番から6番目について、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○9 番委員

9番です。1番について、質問したいのですけれども、地代が若干、平均よりも安いのは、理由が何かあるのでしょうか。

○5 番委員

安い理由は、特に確認しておりませんが、貸し人と借り人とが了解した金額であります。

○事務局

今の件につきましては、事務局の方で聞いている話では、この申請地が少し荒れている状況であったということで、貸し人の方から金額を通常よりも下げて貸すということになったというのを聞いています。

○9 番委員

わかりました。ありがとうございます。

○議長

はい、それでは無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1番から6番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定」1番から6番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、利用権の設定整理番号7番について審議をいたします。これにつきましては、私が「利用権の設定」を受ける者となっておりますので、職務代理に議長の方を変わっていただき、私は退席をいたします。よろしく申し上げます。

○職務代理

それでは、会長に代わりまして議事を進行したいと思います。利用権設定整理番号7番につきまして審議をしたいと思います。担当委員の説明をお願いいたします。

○5 番委員

はい、5番です。この対象地につきましては、先だって荒廃農地を農業委員で草払いをしたところあります。貸し人につきましては、電話で確認をしております。よろしく申し上げますということであります。以上です。

○職務代理

ただいま、担当委員からの説明がありました。この件につきまして質疑のある方は挙手でお願いいたします。無いようですので採決をします。「利用権の設定」整理番号7番につきまして原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。

○職務代理

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので「利用権の設定」7番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付します。以上で議長職を終わります。

会長の入室を許可します。

○議長

はい、ありがとうございました。続きまして「所有権の移転」1番から6番について審議をいたします。

なお、整理番号4番・5番につきましては、1番委員が所有権の移転を受ける者になっており、このことについては、農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当することから2分割して審議をいたします。まず始めに、整理番号1番から4番について審議いたします。それでは担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1について報告いたします。2月22日、朝8時、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。譲受人は、安納いも、米、スナップエンドウ等を作付けする現和校区在住の認定農家です。譲渡人とは親戚になり、日ごろから仲がよく今回の申請に至ったそうです。畑には、安納いも、田には米を作付けする予定だそうです。農業機械についても、一式揃っており、経営技術においても何ら申し分はありません。

なお、譲渡人は電話にて確認いたしました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○5番委員

5番です。調査につきましては、24日午前中、譲受人と推進委員立ち会いのもと、調査をいたしました。譲渡人につきましては、電話で確認をして申請書どおりの金額になっております。場所につきましては、第2号議案で出たところに隣接した農地であります。以上です。

○9番委員

9番です。整理番号3番について報告いたします。譲渡人は土地持ち非農家であり、対象農地は長年借り手がなく、不耕作地になっていました。

また、譲受人は、レザーリーフやロベ、榊などを栽培している安城の認定農業者です。2月23日、譲受人立会のもと、現地確認を行いました。所有権移転後は、榊を栽培することです。また同日、譲渡人にも電話にて申請内容を確認を行いました。双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。

○14番委員

14番です。整理番号4番につきまして報告をいたします。昨日、推進委員とともに、譲受人立ち会いのもと現地調査をいたしましたので報告いたします。譲渡人に関しましては電話の方で申請内容を確認しております。農地の場所といたしましては、農道沿いにある基盤整備、畑かん完了済みの農地であります。譲受人につきましては、青果芋、でん粉芋、スナップエンドウ、きび等幅広く経営を行っております認定農家であります。一応、相手方の譲渡人の要望ということで、この譲受人の自己所有する農地に隣接する農地でありまして、先々の利便性も考えて、話し合いの結果、今回の申請になったということでもあります。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号1番から4番について原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1番から4

番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「所有権の移転」整理番号5番6番について審議をいたします。審議の間、1番委員の退席をお願いいたします。はい、それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○3番委員

3番です。整理番号5番・6番について説明をいたします。譲渡人が同一でございますので、まとめて説明させていただきます。2月21日に譲受人立ち会いのもと現地調査等意見を聞いたところでございます。譲渡人につきましては、自宅にて面会をして内容を確認をいたしました。5番・6番の譲渡人につきましては、子供への贈与それから孫への贈与という関係でございます。5番の譲受人につきましては、地域の認定農家でもあり、さとうきび、芋、受託作業等を中心に農業経営を行っております。地域認定農家ということで中心的に活動してる農家でございますので、受け手としては問題ないと考えております。それから、6番の譲受人につきましては、新規就農者でありまして現在4年目で、青年就農給付金等も受給して、農業経営に携わっているというところでございます。さとうきび、芋、園芸等を中心に今取り組んでおり、それに畜産を加えた形で複合経営で一生懸命頑張っている好青年でございます。申請のとおり間違いのないということで判断いたしておりますとおりによろしくご審議をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。この件について質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、それでは無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号5番・6番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」5番・6番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

ここで、1番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして「利用権の設定農地中間管理事業分について」を審議いたします。

○議長

先ほど説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

それでは、無いようですので採決をいたします。「利用権の設定農地中間管理事業分について」原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定農地中間管理事業分について」は、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 (脇田)

5 番 委 員 羽 生 友 保 (羽生)

6 番 委 員 杉 為 昭 (杉)

